令和３年度予算審査特別委員会（第３日目）

◎　招集年月日　　令和３年３月１２日（金）
◎　招集の場所　　知内町役場　議場
◎　開会日時　　令和３年３月１２日（金）　午前　９時３０分
◎　閉会日時　　令和３年３月１２日（金）　午前１０時１５分

◎　出席委員

１番	成澤五郎	７番	笠松悦子
２番	山田顕人	８番	木村　一
４番	五十嵐捷爾	９番	谷口康之
５番	吉田峰一		

◎　欠席委員　　なし

◎　地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した説明員

町長	西山和夫	戸籍住民係長	小林　亮
副町長	大野　樹	福祉医療係長	上村定子
総務課長	西野俊一	保険係長	高田正志
生活福祉課長	鳴海英人	健康推進係長	笠松さおり
保健センター長	（鳴海英人）	包括支援係長	佐藤書子
地域包括支援センター長	（鳴海英人）	税務係長	佐藤雅明
税務会計課長	佐藤辰治	農業振興係長	沖津優也
産業振興課長	三原知明	水産振興係長	上野真吾
政策調整課長	長谷川将之	林業振興係長	帰山淳一
建設水道課長	佐藤和人	商工観光係長	赤松拓也
教育長	本間茂裕	産業担い手推進係長	（三原知明）
学校教育課長	帰山亮一	管理係長	竹田　聡
社会教育課長	松本泰行	土木係長	堂守真豪
スポーツセンター長	（松本泰行）	建築係長	澤田浩一
知内高等学校事務長	南　和敏	管財係長	東出亮二
学校給食センター長	（帰山亮一）	上下水道技術係長	牧野　覚
代表監査委員	西内貞治	上下水道事務係長	筒井俊介
総務係長	石田由美子	学校教育係長	小林雪絵
財政係長	南　一貴	社会教育係長	堂前哲也
政策調整係長	大谷晃介	スポーツ振興係長	上野英孝
広報調整係長	（長谷川将之）		

◎　本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森永　茂
議事係長	東出朋也

令和３年度予算審査特別委員会議事日程

（第３号）　　令和３年３月１２日（金）午前９時３０分開議

日　程	議 件 番 号	議　　件　　名
第　１	議案第２０号	令和３年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について
第　２	議案第２１号	令和３年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について
第　３	議案第２２号	令和３年度知内町介護保険特別会計予算について
第　４	議案第２３号	令和３年度知内町公共下水道事業特別会計予算について
第　５	議案第２４号	令和３年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について
第　６	議案第２５号	令和３年度知内町水道事業会計予算について

●　開会宣言・開議・議事日程

◎　委 員 長（木村　一）

それでは皆さん、おはようございます。

令和３年度知内町議会予算審査特別委員会の３日目にお集まりいただきまして、ご苦労様です。本日もよろしくお願い致します。

只今の出席委員数は、９人です。定足数に達していますので、令和３年度予算審査特別委員会を開会致します。

これから本日の会議を開きます。

委員会の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

●　議案第２０号　令和３年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について

◎　委 員 長（木村　一）

次に日程第１、議案第２０号、『令和３年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について』を議題とします。

歳入歳出一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

７番、笠松委員。

◎　７　　番（笠松悦子）

２６ページと２８ページに関してちょっとお尋ねしたいんですけれども、一般被保険者医療給付金と、それから次のページの療養費ということの違いを教えていただけないでしょうか。

◎　委 員 長（木村　一）

保険係長。

◎　保険係長（高田正志）

ご説明致します。２６ページの一般被保険者療養給付費につきましては、診療にかかった際に通常かかる医療費のことを指します。２８ページの一般被保険者療養費につきましては、マッサージとか、あと整骨院ですとかそういった時にかかる医療費を指します。以上です。

◎　委 員 長（木村　一）

７番、笠松委員。

◎　７　　番（笠松悦子）

わかりました。ありがとうございます。病院代と作業療法みたいなマッサージだとか、そういうような違いで分けているということですね。もし、そしたら、なるべく健康な身体というか、病院にかからないような身体でいると、この金額も下がってくるということですか、全体の。それでいいんですよね。そういうふうに思ってて。それだったら、やっぱりそういう健康教室なり、なんなりをどんどん考えて、進めて、町民の健康寿命を伸ばしてもらいたいと思います。

◎　委 員 長（木村　一）

答弁要りますか。

その他、ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから。

１０番、伊藤委員。

◎　１０　番（伊藤政博）

今、７番委員の質問に関連してですが、今まで国保は、その町村で保険者になってやっていた訳ですね。今度、全道一つになった訳ですが、じゃあ、知内町が一生懸命頑張って、今までは知内町でやった場合に、医療費が高くなるとそれが当然のことながら国保会計圧迫しますので、医療費が保険料に影響したんですが、今度、全道一本になった訳で、知内町は今度逆に頑張って健康になってですね、医療費がかからなくなったと。そうした場合、なかなか今度保険料というのは上がったり下がったりする部分というのは、自分達の町の医療状況によって変わるんですか。あくまでも全道一本になるからそれは差ほど影響を受けないのか、保険料には。健康保険税には。その辺ちょっと仕組みとしてどうなっているのか教えてください。

◎　委 員 長（木村　一）

保険係長。

◎　保険係長（高田正志）

ご説明致します。都道府県化によりまして、納付金の算定につきましては、その町の課税状況ですとか、収納状況、あと１人当たりの医療費ですとか、その町の世帯数、被保険者数などを総合的に勘案して算定されます。結果として、全道の医療費が下がれば納付金も下がってきますけども、もし医療費が上がってくれば納付金の方も上昇する。ただその上昇のカーブというのは、急激には上がらず緩和、なだらかな形で計算されるような仕組みになっております。以上です。

◎　委 員 長（木村　一）

１０番、伊藤委員。

◎　１０　番（伊藤政博）

全体の仕組みはわかるんです。だから、知内町が頑張って医療費をもっと下げたりね、知

内町でかかる医療費ね、あるいは逆にぐっと上がったらですね、それが即保険料に影響を受けるのかって。全道全体が上がったり下がったりするのは、それは当然保険料変わるんですが、知内町だけのことで影響があったらどの程度影響を受けるのか。今までは町村の場合、ダイレクトにすぐわかったんですが、全道規模だとどうなるのか。もう一回お尋ねします。

◎　委 員 長（木村　一）

保険係長。

◎　保険係長（高田正志）

ご説明致します。うちの町は人口規模も小さいので、それがダイレクトに反映は本当に数パーセントの割合ですので、それが納付金にダイレクトに反映されるとはちょっと言い切れないですね。やはり大きい、人口規模の大きいところがやっぱり頑張ってもらわないと納付金もちょっと下がってこないかなと、そういうふうに考えております。

◎　委 員 長（木村　一）

その他、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第２０号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議案第２０号は、原案のとおり決定致しました。

●　議案第２１号　令和３年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について

◎　委 員 長（木村　一）

次に日程第２、議案第２１号、『令和３年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について』を議題とします。

歳入歳出一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第２１号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議案第２１号は、原案のとおり決定致しました。

● 議案第２２号　令和３年度知内町介護保険特別会計予算について

◎　委 員 長（木村　一）

次に日程第３、議案第２２号、『令和３年度知内町介護保険特別会計予算について』を議題とします。

歳入歳出一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

７番、笠松委員。

◎　７　　番（笠松悦子）

昨日もいろいろと問題も出されていたように記憶しておりますけれども、４９ページ、４９ページの生活支援コーディネーターのお金に関してちょっとお尋ねしたいんですけれども、いろいろとアンケートなどを取りながらやっているように思うんですけれど、そのアンケート結果、昨日も１０番議員さんの方からもいろいろとお尋ねになられていましたけれども、その反映のさせ方、そのご覚悟などありましたらきちんと聞かせていただきたいなと思うんですけど。

◎　委 員 長（木村　一）

包括支援係長。

◎　包括支援係長（佐藤書子）

ご説明致します。生活支援コーディネーターさんが行ったアンケート調査結果をどのように反映させているかということなんですけども、知内町生活支援支え合い協議会がありまして、その中で協議しております。２回目は来週の金曜日予定しております。その中でコーディネーターさんが調査した結果を報告しまして、前回議会の中で笠松議員さんがおっしゃられたゴミ出しの課題だとか、あと見守り支援だとかそういうことを地域の中でどうしていったらいいか。地域の中でできること、できないことの線引きというのも必要なんじゃないかということをいろいろ協議しております。その協議したことを踏まえて、役場、あと社協さん、あと地域の方々とこれから協議を重ねていく必要があるのかなというふうには考えております。具体的な施策だとか、サービスだとか、なかなかそこまでには、すぐには結びつきできないんですけども、やっぱりサービスを作るにしても地域の皆さんが負担のないようにしなきゃいけない、やっぱり継続性のあるものにしなきゃいけないというふうに考えておりますので、ちょっと具体的なものに形としてなるにはちょっと時間がかかると思いますけども、そうなるまでにしっかりと協議を重ねて継続性のあるものにしていきたいというふうに考えております。以上です。

◎　委 員 長（木村　一）

７番、笠松委員。

◎　７　　番（笠松悦子）

よくわかりました。本当にこれは一年、二年で結果が出るものではないと思いますのでね、本当に目を、きちんと目を向けて、心を向けて、担当者だけじゃなく、全員でって言ったらあれなんですけれども、何かかにか民生課だけじゃなく、いろんな職員さんがいろんな立場で町民の方に触れることが多いはずなんですよね。だから、そこのところをお互いに協力しあってというか携えて、やっぱりこれは本当に良い制度だなと思って、ここの町に住みたい

って言う人、住み続けれる人を多くつなぎ止めるためにもこの政策、是非頑張ってもらいたいなと思います。

◎　委 員 長（木村　一）

答弁要りますか。いいですか。

その他、質疑ございませんか。

１０番、伊藤委員。

◎　１０　番（伊藤政博）

お尋ねします。町内に介護施設と言いますか、介護保険関わる施設というのは、しおさい園とケアハウス、こもれび温泉ですね、その他に町外の施設も入所されている訳です。現在の入居状況、それから待機者の状況というのはどうなっているのか、ちょっとお尋ねします。

◎　委 員 長（木村　一）

保険係。

◎　保険係（川口大地）

ご説明致します。現在の町内の施設の入居状況ですけども、まず、しおさい園に関しては、定員が５７名でして、今のところ、現在満室で５７名全員入っております。その内、町内の方が５０名入っていまして、町外の方が７名入所しています。次にグループホームこもれびに関してなんですけども、定員が１８名でして、町内の方が１２名、町外の方が６名入所している状況です。以上です。すいません。待機者に関しては、しおさい園は現在３３名の待機者の方々おりまして、町内の方１７名待機しておりまして、町外の方が１６名待機しています。グループホームこもれびの待機者に関しましては、現在７名おりまして、町外の方が２名、町内の方が５名いらっしゃいます。以上です。

◎　委 員 長（木村　一）

１０番、伊藤委員。

◎　１０　番（伊藤政博）

待機者もいるんで、ずっと待機者というのはゼロになることないんで、いつもいるんですけども、町内のことだけで言えば、しおさい園が１７名いると。私もしおさい園の運営委員になっているもんですから、状況はある程度わかっているんですが、大体年間で、しおさい園の入れ替えというのは１５、６名ということの状況だと伺っていますので、ですから普通に考えれば、長くて一年以内に入居できるんだというふうなお話は、しおさい園の方から伺っております。一方で、やはり既に待機者があるもんですから、施設の増床ということをするべきじゃないかというご意見も町内、知内町の中での町内にはある訳ですが、今その必要性というのは考えているのかどうか、お尋ねします。

◎　委 員 長（木村　一）

大野副町長。

◎　副 町 長（大野　樹）

ご説明致します。先日、しおさい園の施設長と話をしたんですけども、実は今、満床にはなっているんですけども、一時的に満床にならないでですね、３名とか４名の不足が、欠員があったということで、年間１千万程の収入減になるということを聞いています。ということは、待機者がいるんですけれども、なかなかその条件に合う人がいないということで、待機はしているんですけども、どっかの施設に入っている、入院しているという方がいるということだそうですので、一概に待機者が全部、今すぐ入れる状態にはないということで聞い

ておりますので、今のところ増床というのは必要ないのかなということで考えております。

◎　委 員 長（木村　一）

１０番、伊藤委員。

◎　１０　番（伊藤政博）

１７名の待機者、施設から聞くと、例えば入院している方だとか、あるいは他の施設に入って一応空いたらしおさい園に移りたいという希望は持っているけども、実際に声をかけるとまだ今の施設でいいですよとか、あるいは家族は入れたいと思っているんだけども、本人に確認すると、やっぱり入りたくないということで他の施設なり病院にいると。実際、自宅で１７名の内で、自宅で本当に介護が必要で一刻も早く入所したいって方は意外と少ないんですっていう話は前から伺っているので、今、副町長言われたとおり、当面は、当面ってこれから高齢者人口も減って、ある意味では一時期ピークを迎えますけども、それから減少になるので、これ以上増床というのは経営的にも無理だという話は伺っているんですが、そういうことでよろしいんですか。もう一回確認のため、お答えいただきたいと思います。

◎　委 員 長（木村　一）

副町長。

◎　副 町 長（大野　樹）

今、言われたとおりの内容でございますので、そういうことで今のところは現在の状況で維持していきたいということでございます。

◎　委 員 長（木村　一）

その他、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第２２号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議案第２２号は、原案のとおり決定致しました。

ここで、説明員を入れ替えます。

●　議案第２３号　令和３年度知内町公共下水道事業特別会計予算について

◎　委 員 長（木村　一）

次に日程第４、議案第２３号、『令和３年度知内町公共下水道事業特別会計予算について』を議題とします。

歳入歳出、地方債一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

２番、山田委員。

◎　２　　番（山田顕人）

知内町下水道事業経営戦略、前回、全協でやられたものなんですけれども、その中にですね、経営比較分析表というものがあります。そこにはですね、経営改善と料金収入の増加を図る必要があるということ。これは４８．４２％しか収入の方で賄えていないというところであります。それと平成３０年度で総費用の部分で、３２．３９％使用料で賄っているが、その他は一般会計から繰入しているというところで、料金収入の部分、料金を少し値上げしていかなきゃならないんだろうというところであります。ただし、町民サービスなんですからその辺あまり言いたくないというか、値上げするのも大変だというところもあるんでしょうけれども、ただ持続可能な下水道の運営をしていくためにはそこは避けられないのかなというところは思っております。その辺り、料金値上げをするのか、しないのか、その辺りをちょっと聞きたいと思います。

◎　委 員 長（木村　一）

建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐藤和人）

ご説明致します。下水道料金につきましては、町民併せまして、皆さん関心の深いことだと思っております。今、ご質問にありました件でありますが、下水道料金は今、令和３年度におきましても一般会計から公共及び農集排合わせまして１億２，５００万円程の繰入をしていただきまして、経営をしております。今おっしゃったとおり、経営戦略におきましてもその辺のことを記載させていただいております。また、経営戦略におきましても今後の収入についてご説明させていただいておりますが、今後、接続率の鈍化及び人口に伴います使用料の減少によりまして、料金の減少が続くものだと思われます。また、公共施設のですね、老朽化に伴いまして、今後、更新費用が増加してくるものだと考えております。そういう形の中で収支がますます悪化されていくものだと考えております。また、当町におきましては、接続率のアップを考えまして、供用開始時に受益負担金を徴収しておりません。これに伴いまして、接続率アップを図ったものですが、先ほど申したとおり、ここに来て接続率が鈍化しております。今後とも町と致しましては、経費の節減、また接続率のアップに努めたとしても収支の改善が見込めないと考えております。今現在、令和５年度を目指しまして、会計の法適用化を行っております。それに合わせまして、料金改定につきまして今現在、内部で調査いろいろと検討しております。今後、今年度よりですね、検討委員会等を設立致しまして町民の皆様方のご意見を聞きながら、令和５年度の会計の法適用化を目指しながら料金の値上げになると思いますが、その辺の検討を進めて参りたいと考えております。以上で説明を終わります。

◎　委 員 長（木村　一）

２番、山田委員。

◎　２　　番（山田顕人）

上げていかなきゃならないというところもありますし、住民サービスも重視しなきゃならない。その辺のジレンマみたいなものが多分あるんだろうというところはあります。この料金の値上げだとか、その辺、委員会立ち上げてというところもあると思うんですけども、町長の考え、上げるのか、上げないのか、その辺上げていかなきゃなんないとは思うんですけども、その辺をいつ頃からというのもありますし、町長の考えをお聞きしたいです。

◎　委 員 長（木村　一）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

今、町の方で行財政改革やっています。町自体、内部自体でもっと削減できるところはまず削減するという、町民に負担をかける前にまず内部の改善を真っ先に進めないと、なかなか町民も理解しづらいところもあるだろうと思っていますので、まず内部の改善で、できるだけ圧縮してそれで状況を見ながら、今、公会計に向けて令和５年というお話ありましたけれども、それに向けてどういう調整ができるのか、そして以前から議会で出ています合併浄化槽と上下水道の差ということもありますので、その辺もまたどう圧縮しながら理解をしていただくかという大きな課題もありますので、それらも含めてトータル的にどう進んでいくか、これから検討して参りたいと思います。

◎　委 員 長（木村　一）

１０番、伊藤委員。

◎　１０　番（伊藤政博）

今、２番議員と同じような内容の質問になりますけども、今、公共下水道が料金収入が約半分でしか賄っていないということです。これは町長もよくご存じだと思うんですが、政策として進めてきたんですね。先ほど課長の方から説明あったとおり、公共下水道導入した時に如何に接続率上げるかということで、当時から経費の半分しか賄えない料金設定だと十分分かっていて、安くすることによって皆さん接続してくれるだろうと。それから地元というか、面積に応じての負担金を取らないと。この二つを政策としてですね、あげてですね、接続率の向上を図ってきたと。当然のことながら、料金収入の半分ということは始めから想定されていたことであります。それで、その政策自体がですね、じゃあまだ続ける必要があるのかと。先ほどの課長の説明のとおり、接続されていない方を見ますと、高齢者ですとか、なかなかもうお願いしても無理な世帯が多くなってきている訳ですから、もうその政策自体をもう続けると言いますか、終了してもいい時期だろうなと思っています。当然今度は、如何に収支のバランスを取るかという方向に政策を転換していかなきゃならないと。ですから、これはもう完全に政策の判断な訳でして、政策としていつからこういうふうにしますよというふうにやって、それに対応していかざるを得ない。町民にも説明していかなきゃならない。そういう政策の問題だと思っていますので。確かに町長言われるとおり、内部の経費をできるだけ切り詰めてその辺を何とかしたいということですが、もう限度があります、それだと。いくら。半分にできる訳ではありませんから。そういうことを考えて、町長として政策転換をいつの時期に図るつもりなのか、改めてお尋ねします。

◎　町　　長（西山和夫）

今、大きな水道だけ考えれば、上水考えれば、北電、そして製造業で三洋さん大きな取引相手になっています。それで、将来的なものというのは今、コロナで大変製造業危惧しているところでありますし、随分その使用料というのはどの程度減ってくるのか、今、決算まだ見ていませんけれども、その中でどれだけ利用料が減ってくるのかというトータル的なものもございますので、今、１０番議員おっしゃるとおり、トータル的に総体で考えれば間違いなくどっかで政策的に上げるという方向で検討しなければならない時期。昨日も議論しましたけれども、内部の改革というのはやっぱり限界ありますので、町民に迷惑かけないのがすれすれの限度と見ていますので、それがどの辺になるか。それも見極めながら、いずれ令和５年に来るだろう公会計の見直し時期に合わせて段階的に上げていくのか、一気に上げるのかそういうこともありますので、判断として令和３年度、１年じっくり町民との話し合いも

入れながら検討していきたいと考えています。

◎　委 員 長（木村　一）

その他、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第２３号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議案第２３号は、原案のとおり決定致しました。

●　議案第２４号　令和３年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について

◎　委 員 長（木村　一）

次に日程第５、議案第２４号、『令和３年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について』を議題とします。

歳入歳出、地方債一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第２４号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議案第２４号は、原案のとおり決定致しました。

●　議案第２５号　令和３年度知内町水道事業会計予算について

◎　委 員 長（木村　一）

次に日程第６、議案第２５号、『令和３年度知内町水道事業会計予算について』を議題と致します。

収入支出一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

１０番、伊藤委員。

◎　１０　番（伊藤政博）

水道会計、久しぶりにじっくりと見ました。ちょっとわからないところがあるので、お尋ねしたんですが、第４条の部分です。資本的収入及び支出の部分ですが、この部分は収支計算に入らない部分ですので、この辺の理解がいまいちできないんですが、資本的収入と支出の差額を補填するという内容になっていますが、企業償還の分と減債積立金を取り崩す、これはわかります。残りの部分の補填をですね、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額というのは、どういうことを意味しているのか。それと過年度損益勘定留保資金というのはどこを見ればこういう金額が出てくるのか。この二点、ちょっとお尋ねします。

◎　委 員 長（木村　一）

上下水道事務係長。

◎　上下水道事務係長（筒井俊介）

ご説明致します。資本的収支の資本的収入が支出に不足する補填額の当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額ですけども、こちらにつきましては資本的収入、資本的支出それぞれの消費税、受ける方も仮受消費税という言い方しますけども、消費税を受けます。支出も仮払消費税という言い方しますけども、こちらも予算の方で支出します。そこの差額が生じるんですけども、仮払消費税の方がどうしても多くなります。仮受よりも。そこの差額で生じる調整額という扱いになりますけども、仮払消費税の方が、実際に払う消費税の方が多くなります。税務署に納める消費税との差が生じるんですけども、そこで収支を調整しているという金額になります。それと過年度損益勘定留保資金３，２００万程ありますけども、こちらは減価償却費を毎年度、毎年支出として計上しているんですけども、そちらというのは現金を伴わない支出になります。なので、損益上は支出として起こしているんですけども、現金としては動いていない。実際としては現金として残っているものなので、そういったものをですね、毎年毎年整理しながら過年度の損益勘定留保資金ということで、予算上は数字出てこないんですけども、そこを経理している、というものから過去の損益勘定の利益で補填しているという数字になります。説明は以上です。

◎　委 員 長（木村　一）

１０番、伊藤委員。

◎　１０　番（伊藤政博）

過年度分の損益勘定留保資金、減価償却等のですね、いわゆる内部留保資金が現金として持っているので、それで充てますよということはわかりました。減債の積立金もこれはわかります。あと消費税の部分なんですが、仮受する、皆さんから消費税を伴った料金収入に消費税が入っている訳ですね。それからいろんな仕事をして、当然消費税を伴って支払する。その差額ですよね。その差額、今の説明だと払う方が多いということであれば、入ってくる収入よりも足りないということでしょ。消費税が。まずその理解でいいんですか。確認で。

◎　委 員 長（木村　一）

上下水道事務係長。

◎　上下水道事務係長（筒井俊介）

ご説明致します。消費税納付する段階で仮受消費税と仮払消費税の差額ありますんで、そういったことで納付額決定になるんですけども、資本的収支の場合、仮払消費税が多くなるんで、仮に払っている消費税が多いんです。仮に受ける消費税。なので、そこだけ見ると還付みたいな。

◎　委 員 長（木村　一）

暫時休憩します。

休憩を取り消して、会議を再開します。

建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐藤和人）

説明致します。全般的につきまして、ご説明させていただきます。水道事業会計のイメージですけども、収益的収入と資本的収入がございます。営業成績を表す収益的収入と施設整備を表す資本的収入の二本立てで水道会計というのは成り立っております。その中でまず一つ最初にご質問がありました当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額３５４万９千円を何某という形ですが、今、これですが、消費税につきましては料金収入、皆さんからいただいて、利用者からいただいている消費税がございます。それと町が工事を行いまして支出する消費税とこの差額によりますと当然皆様からいただいている消費税の方が多くなりますので、そういう形の中で受けているものですから戻すという形、足りなくなるという形になるんだと思うんです。それともう一点ご質問がありました過年度損益留保資金３，２５０万９千円でございますが、これにつきましては収益的収支の中に減価償却費等がございます。これの余った分を損益勘定留保資金という形の中で、会計で蓄えております。そのお金で留保資金を補填するという形になっております。以上で説明を終わらせていただきます。

◎　委 員 長（木村　一）

１０番、伊藤委員。

◎　１０　番（伊藤政博）

説明でわかりましたけども、それとお尋ねしたいのは、今度消費税の取扱いというのは収支に差額が残るんだろうと思いますけども、それはどんな取扱いになっているのか。消費税というのは決算の中でどんな取扱い、歳計外現金という扱いなのか、あるいは歳計外現金で精算してですね、いただく分と払った分で差額が残れば、それは例えば何かの、どんな形で損益計算書、あるいは貸借対照表に残るのか。その消費税の取扱いというのは今、事務的にはどんな扱いになっているのか、その辺お尋ねします。

◎　委 員 長（木村　一）

上下水道事務係長。

◎　上下水道事務係長（筒井俊介）

ご説明致します。消費税の水道会計における取扱いですけども、予算上は当然消費税込で予算計上、収入支出ともに計上しております。支出予算の方にも営業外費用ということで消費税、支払消費税の方を計上させていただいております。一方ですね、損益計算書の方に関しましては、こちらは税抜、消費税は一切考慮していない税抜の正味の収入と正味の費用、税抜で損益計算しております。

◎　委 員 長（木村　一）

建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐藤和人）

予算書の一番最後、ご覧ください。２８ページになります。注記の中の４という形の中で、消費税及び地方消費税の会計処理という形の中で、まず会計処理については、税抜方法によっているという形になっております。今、係長が説明したとおり、損益計算書の方で税抜になっているという形の中で処理はさせていただいております。

◎　委 員 長（木村　一）

暫時休憩します。
それでは休憩を取り消し、会議を再開します。
改めて、また答弁をお願いします。
上下水道事務係長。

◎　上下水道事務係長（筒井俊介）

水道会計における消費税の計算ですけども、仮受消費税、収入から生じる仮受の消費税。支払から生じる仮払の消費税。こちらの差額を消費税申告として納税することになります。以上です。

◎　委 員 長（木村　一）

その他、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。
これから、議案第２５号を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議案第２５号は、原案のとおり決定致しました。

● 散会宣言

◎　委 員 長（木村　一）

以上で本委員会に付託された案件は、全て終了致しました。
委員各位並びに理事者をはじめ執行機関の皆様のご協力に対しまして、厚くお礼を申し上げます。誠にありがとうございます。
これで本日の会議を閉じます。
令和３年度知内町議会予算審査特別委員会を散会します。
なお、委員の皆様には、この後、直ちに議員控室において、委員会報告の取りまとめを行いますので、よろしくお願い致します。

（　散会　午前１０時１５分　）